

令和5年度長崎県緊急雇用維持助成金

新型コロナウイルスの影響により従業員を在籍型出向させることにより雇用の維持を図る事業主の負担を軽減するため、国の産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)に対する長崎県独自の上乗せ助成を実施します。

1. 支給対象

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う在籍型出向により、長崎労働局から以下の期間の「産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)」の支給決定を受けた県内中小企業事業者

■ 令和5年2月1日以降に支給決定を受けている産業雇用安定助成金

※出向初期経費については対象外となります。

2. 助成率・限度額

「産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)」の助成率に応じて次の金額を助成

《助成限度額(累計額)》 1事業者当たり 100万円以内

(令和4年度に限度額に到達した事業主も再度申請が可能です)

《助成率》下記表参照

国の助成率	県の助成率
5分の4	国支給決定金額の8分の1 (出向運営経費の10分の1程度)
10分の9	国支給決定金額の18分の1 (出向運営経費の20分の1程度)
3分の2	国支給決定金額の20分の7 (出向運営経費の30分の7程度)

3. 申請期限

産業雇用安定助成金の支給決定日から3ヶ月以内

【最終申請期限: 令和6年2月28日まで】

※支給決定日が令和5年4月30日以前の場合は令和5年7月28日まで

《申請・お問い合わせ先》

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班

住所 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 095-895-2714 FAX 095-895-2582



4. 申請手続

「交付申請書(様式第1号)」及び「算定書(様式第1号別表1)」と添付資料を下記へ郵送してください。

(添付書類)

- 1 国から郵送される「産業雇用安定助成金の支給決定通知書」の写し
- 2 振込みを希望する口座の預金通帳の写し⇒1回目の申請のみ
- 3 対象となる助成金に応じた次の書類の写し

産業雇用安定助成金

次の書類※2点とも必要

- ①産業雇用安定助成金支給申請書
- ②支給対象者別支給額算定調書

4. 申請期限および問合せ・提出先

《提出期限》

国の産業雇用安定助成金の支給決定日から3ヶ月以内【必着】

※ただし、令和5年4月30日以前に支給決定のあったものは令和5年7月28日

《問合せ・提出先》

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班



◎申請書類の入手方法

県ホームページからダウンロード

長崎県緊急雇用維持助成金

検索